

ライフプランに関する 平成26年度税制改正の ポイント

地域社会ライフプラン協会
業務部企画課

田代洋介

平成25年12月24日に税制の改正が閣議決定され、平成26年3月20日に法律案が国会で可決・成立されました。今年の税制改正は法人税関連の減税が目立つ一方で、個人の所得税関連では増税の傾向です。

その中でもライフプランに取り組むために知っておきたい日常生活に係る税制改正の内容についてご説明します。

(1) 所得税

● 給与所得控除の縮小 (平成28年度分より)

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)が平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以降は1,000万円(控除額220万円)に引き下げられます【図表1】。

- ゴルフ会員権等の譲渡損失についての損益通算の見直し
- ゴルフ会員権やリゾート会員権の売却損

【図表1】

	現行	平成28年分の 所得税 ^(※1)	平成29年分以後の 所得税 ^(※2)
上限額が適用される 給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

※1 個人住民税については平成29年度分について適用

※2 個人住民税については平成30年度分について適用

失については、従来は給与等の所得から差し引くこと(損益通算)ができましたが、平成26年4月からは控除できなくなります。

● NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の利便性向上のための見直し

【図表2】

(平成27年1月から)

- ・ 1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が可能になります。
- ・ NISA口座を廃止した場合でもNISA口座の再開設が可能になります。

(2) 住宅関連

● 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

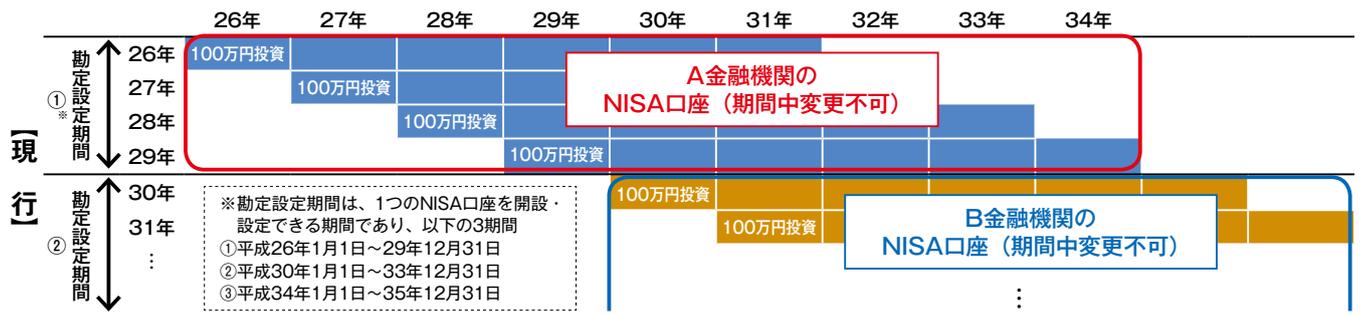
(平成28年3月31日まで)

新築住宅に係る固定資産税を3年間(マンションについては5年間)2分の1に減額する特例措置の適用期限が、2年間延長されます。

【図表2】

①NISA口座を開設する金融機関の変更

同一勤定設定期間^{*}内（最長4年間）は、NISA口座を開設する金融機関の変更はできない。
 ⇒金融機関によって取扱商品が異なるが、顧客は投資ニーズに応じて金融機関を変更することができない。



NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。



②NISA口座廃止後の再開設

一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勤定設定期間中は、NISA口座を再開設できない。

（例）海外転勤等でNISA口座を廃止した場合であっても、同一勤定設定期間中は帰国後のNISA口座の再開設ができない。



NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。



- 居住用財産の買換等にかかわる特例措置（譲渡益、譲渡損とも）（平成27年12月31日まで）
 マイホームの買い換えをして、売却で利益が出た場合、損失が出た場合の次の特例措置が2年間延長されます。
- マイホームを買い換えた場合、売却による利益に対する課税を将来に繰り延べる措置。ただし、適用要件である売却価格については、1・5億円以下から1億円以下に引き下げられます。
- マイホームを買い換えた場合、売却による損失を給与所得などから控除でき、控除しきれない分も最長3年間にわたって控除できる措置。
- マイホームを売却して、残っている住宅ローンの額を下回る額となった場合、その損失を給与所得などから控除でき、控除しきれない分も最長3年間にわたって控除できる措置。
- 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の創設（適用期限：平成26年4月1日～平成28年3月31日まで）
- 買取再販事業者（主に中古物件を買取り、リフォームをして再度販売する不動産業者のこと）により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた中古住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げる措置が創設されます。

【図表3】

居住用財産の買換等にかかわる特例措置が適用可能となる場合のイメージ



●中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における税制特例措置の適用

現行では、耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合、税制上の特例措置が受けられませんが、税制改正により耐震基準への適合が証明された場合には以下の特例措置の適用が可能となります【図表3】。

〈対象となる税制特例措置〉

- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン減税）
- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
- ・特定の贈与者から住宅等取得金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例
- ・既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

●認定長期優良住宅を新築した場合の特例措置【図表4】

（平成28年3月31日まで）

長期優良住宅に認定された住宅を取得した場合、不動産取得税の控除額を拡大することに加え、固定資産税の減額措置（1/2減額）を一戸建ての場合は5年間、マンションの場合は7年間にする措置が2年間延長されます。

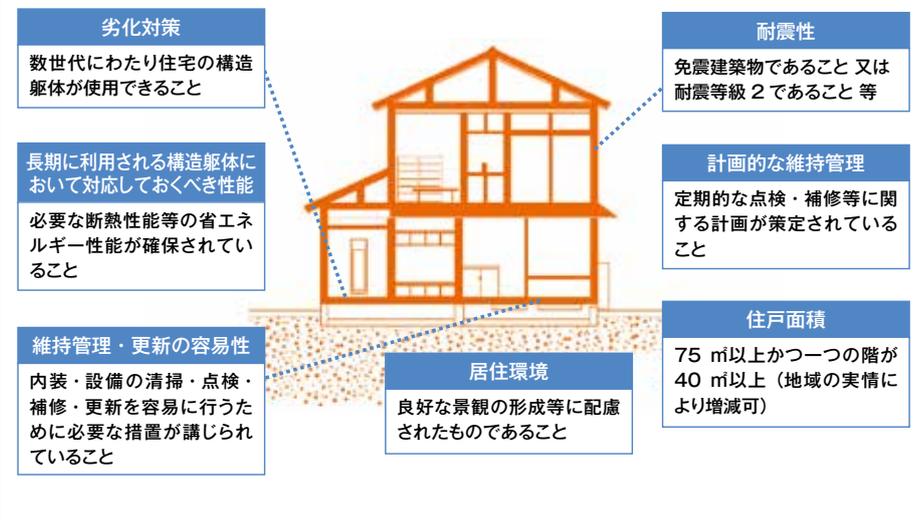
●認定低炭素住宅（法律に基づく二酸化炭素排出の抑制に資する住宅のこと）にか

【図表4】

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

登録免許税	税率を一般住宅特例より引き下げ 所有権保存登記：一般住宅特例0.15%→0.1% 所有権移転登記：一般住宅特例0.3%→戸建：0.2% マンション：0.1%
固定資産税	一般住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長 戸建て：3年→5年、マンション：5年→7年
不動産取得税	課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額 一般住宅特例1,200万円→1,300万円

《長期優良住宅認定基準のイメージ（戸建）》



かわる特例措置

（平成28年3月31日まで）

低炭素住宅に認定された住宅を取得した場合、所有権保存登記・所有権移転登記の税率を軽減する措置が2年間延長されます。

（3）自動車関連

●自動車重量税の見直し

・いわゆる自動車重量税におけるエコカー減税について、平成26年4月1日以後に

新車新規車検を受ける車よりの【図表5】の通り拡充されることになります。

・経年車に対する課税を見直し、平成26年4月1日以降に継続検査等を受ける自家用の自動車のうち、新車新規登録から3年を経過したもの（18年を経過したものを除きます）に係る自動車重量税の税率が引き上げられます【図表6】。

※営業用自動車については、現行の税率のまま据え置き。

【図表5】自動車重量税の見直し

対象車	初回車検	2回目車検	2回目車検
電気自動車 等	免税	▲50%	免税
H27年度燃費基準+20%達成			
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%		
H27年度燃費基準達成	▲50%		

【図表6】経年車の課税引上げ（平成26年4月～）

車種区分	～13年	13年超	18年超
自家用乗用車 (0.5t・年当たり)	4,100円	5,000円 →5,400円 (H26.4～)	6,300円
自家用バス・トラック (2.5t超) (1t・年当たり)		→5,700円 (H28.4～)	

※営業用自動車については、現行の税率のまま据え置き。

【図表7】税率引下げ（平成26年4月～）

車種区分	税率	税率
自家用自動車 (軽自動車を除く)	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

【図表8】エコカー減税の拡充（乗用車等の例）
（平成26年4月～平成27年3月）

対象車	内容	内容
電気自動車 等	非課税	非課税
H27年度燃費基準+20%達成		
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%	▲80%
H27年度燃費基準達成	▲50%	▲60%

【図表9】

四輪の自家用乗用車	7,200円（現行） → 10,800円
四輪の自家用貨物車	4,000円（現行） → 5,000円

【図表10】

原動機付自転車 (50cc以下)	1,000円（現行） → 2,000円
二輪の軽自動車 (125cc超～250cc以下)	2,400円（現行） → 3,600円

●自動車取得税の見直し

・平成26年4月1日以降に取得する自動車等に対して課せられる自動車取得税の税率が【図表7】の通り引き下げられます。
・平成26年4月1日以降に取得する自動車のいわゆる自動車取得税のエコカー減税について、【図表8】の通り軽減割合が拡充されます。

●軽自動車税の見直し

・四輪車等について
①平成27年4月1日以降に新規取得する四輪車等の新車の税率について、自家用乗

用車は1・5倍、その他は1・25倍に引き上げられます【図表9】。

②最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度分から約20%の重課が導入されます。

・二輪車等について

二輪車等の税率について、平成27年度分から現行の約1・5倍（最低2000円）に引き上げられます【図表10】。

今回の改正では所得税、住宅関連の税の特例措置の延長、自動車関連の税と我々の

生活に影響する改正が多くありました。

この他、法人税関連でも様々な改正があります。財務省のホームページに税制改正の概要が掲載されていますので一度確認しておくとういでしょう。

また、施行するまでの動きに注意し、メディアやインターネット等で適宜情報を入手しておくことも必要です。税に対して正しい知識をもち、今後のライフプランに役立てていくことが大切です。

記事の内容は執筆時点（平成26年5月）のもので、今後、変更されることもありますのでご注意ください。